

編 集 規 程

1 立命館大学教職課程紀要『立命館教職教育研究』（以下、「本誌」と称す）の目的および位置付けは以下の通りとする。

（１）目的

立命館大学において教職教育に携わる組織や個々の教職員の研究成果や実践報告を収集・蓄積・発信することにより、立命館大学における教職教育の充実とさらなる高度化に寄与することをめざす。

（２）位置付け

- ① 個々の組織や教職員が遂行した研究の成果や実践報告を発表する場として、学術研究誌と報告書の両方の役割を担う。
- ② 立命館大学内の教職教育に関する年報としての役割を担う。

2 本誌は、学校教育や教職教育に関係する論文および報告などを掲載し、年１回発行する。本誌の発行主体は教職教育推進機構とし、教職教育センターの下に設置する『立命館教職教育研究』編集委員会（以下、「編集委員会」と称す）が編集の実務を担う。

3 編集委員会は教職教育センター委員原則３名で構成し、互選により編集委員長を決定する。事務局は教職教育課とする。編集委員会は、原稿公募や掲載の可否を決定する権限および編集責任をもつ。編集委員は教職教育センター会議において選出し、その任期は１年とする。なお、再任は妨げないが、連続する任期の最大は２年とする。

4 本誌の掲載区分は、以下に定める通りとする。なお、編集委員会が必要と認めた場合には「特集」を組むことができる。

- ・論文・・・・・・学校教育および教職教育に関する、独自の学術的価値をもつ研究、調査。
- ・実践研究・・・・学校教育および教職教育に関する優れた実践・事例についての研究、記録。
- ・研究ノート・・・・学校教育および教職教育に関する研究、調査、記録。
- ・年次報告・・・・立命館大学における教職教育での取り組みを年次ごとにまとめたもの。
- ・その他・・・・編集委員会が認めたもの。

5 提出された原稿の掲載の可否、掲載区分については、別途委嘱した査読委員の査読結果を参考にして、編集委員会が決定する。査読は、編集委員、あるいは、学内外の有識者に委嘱する。採用の場合でも、編集委員会は、内容の修正、分量の調整、区分の変更を執筆者に対して求める場合がある。

6 投稿者（筆頭執筆者）は、原則として学校法人立命館の教職員および大学院生とする。ただし編集委員会が投稿を依頼した場合は、この限りではない。また、年次報告については教職教育センター長ならびに初等教職課程運営委員長が執筆をすることを原則とする。原稿の執筆は別途定める投稿要領による。

7 論文、実践報告等の掲載文の著作権（電子版も含む）は本誌の発行主体である教職教育推進機構と執筆者の両者に帰属するものとする。紀要の目次および掲載文等は、原則としてホームページ上で公開する。

8 規程の改廃は、教職教育センター会議が行う。

附則

本規定は2013年7月9日より施行する。

附則（2015年6月9日、年次報告の執筆者に関する規定を一部変更）

本規定は2015年6月9日より施行する。

附則（2016年6月7日、編集委員の任期に関する規定を一部変更）

本規定は2016年6月7日より施行する。

附則（2017年6月6日、投稿区分の名称および説明を一部追加・修正）

本規定は2017年6月6日より施行する。

附則（2020年6月2日、掲載区分の説明を一部修正）

本規定は2020年6月2日より施行する。

附則（2021年6月1日、教職教育推進機構の改革に伴う名称変更等による一部改正）

本規程は2021年6月1日より施行する。

附則（2023年6月6日、編集委員の人数規程の変更による一部改正）

本規程は2023年6月6日より施行する。

附則（2025年5月20日、投稿者の範囲の変更による一部改正）

本規程は2025年5月20日より施行する。